

表

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、 事業収入等が3割以上減少する場合、 介護保険料が減免となります。

世帯の生計を主として維持している方（保険料減免を受ける方と同一世帯に属する方）が次の要件に該当するときは、65歳以上の方の介護保険料が、減免の対象となります。

下記のチェック項目でご確認いただき、該当する項目がある場合は、減免となる可能性がありますので、申請をご検討ください。

### 【新型コロナウイルスに感染された場合】

次の項目に、一つ以上該当された場合、対象となる介護保険料が全額免除となります。

- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症により死亡された。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復に1か月以上の治療が必要となった。

### 【新型コロナウイルスの影響により、収入が減少された場合】

次の項目に、A群、B群、C群それぞれ、一つ以上該当された場合、対象となる介護保険料が減免となる可能性があります。

#### （A群）

- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年と比べ営業収入が3割以上の減少となる見込みである。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年と比べ農業収入が3割以上の減少となる見込みである。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年と比べ不動産収入が3割以上の減少となる見込みである。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年と比べ山林収入が3割以上の減少となる見込みである。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年と比べ給与収入が3割以上の減少となる見込みである。

※上記いずれの項目も、減少額から、保険金、補償金等で補てんされる金額は除かれます。

※保険金、補償金等で補てんされる金額には、国や自治体から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は含みません。

#### （B群）

- 同じ世帯の生計を主として維持している方の、減少することが見込まれる事業収入等以外の令和元年の所得の合計額が、**400万円以下**である。

#### （C群）

- 減少することが見込まれる事業収入等（A群で該当する所得）の令和元年の所得が、0円（ゼロ円）やマイナスでないとともに、令和元年の合計所得金額が0円（ゼロ円）でない。

**【減免の要件および減免額】**

- 1 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病（1か月以上の治療が必要な場合等）を負ったときは、全額減免の対象となります。
- 2 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等<sup>(※1)</sup>が令和元年に比べ10分の3以上減少する見込みであり、減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下のときは、下記で計算された額が保険料減免額となります。

(計算式)

$$\text{①対象保険料額} \times \text{②免除の割合} = \text{③保険料減免額}$$

$$\text{① 対象保険料額} = A \times B \div C$$

- A : 介護保険料の額  
B : 減少見込みのある事業収入等の令和元年の所得額  
C : 令和元年の合計所得額

**② 免除の割合**

- パターン1 : 令和元年の合計所得額が200万円を超えるとき ⇒ 10分の8  
パターン2 : 令和元年の合計所得額が200万円以下のとき ⇒ 10分の10  
パターン3 : 事業等の廃止の場合 ⇒ 10分の10  
パターン4 : 失業の場合 ⇒ 10分の10

(※1) 事業収入等とは営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のことになります。  
減少額は、保険金や補償金等で補てんされる金額を除いたものをいいます。

(減免の対象となる保険料の期間)

- 普通徴収の場合 令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のある保険料
- 特別徴収の場合 令和2年2月から令和3年2月に支給される年金から天引きされた保険料

**【申請に必要なもの】**

- ① 申請書 ①及び②は、下記お問合せ先にあります。
- ② 事業収入等の状況申告書 また、市ホームページからダウンロードできます。
- ③ 世帯の主な生計維持者の事業収入等が減少したことが分かるものの写し  
(例) 給与明細、帳簿(売上帳や現金出納帳等)、預金通帳 等
- ④ 令和元年分の事業収入等の金額および所得金額が分かる書類の写し  
(例) 確定申告書、市民税申告書、源泉徴収票 等
- ⑤ 世帯の主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったことが分かるものの写し(※感染された場合のみ)  
(例) 医師による死亡診断書、診断書、保健所等から交付される措置入院の勧告書 等

※④がない場合は、市において所得証明書の交付(無料)ができます。

**【お問合せ先及び申請先】**

- 日南市役所 健康福祉部 長寿課 介護保険係 TEL0987-31-1160  
〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

※ 申請は、郵送でも受け付けます。

※ 日南市役所市民生活部北郷町地域振興センター 住民係 (TEL0987-55-2111)、  
市民生活部南郷町地域振興センター 住民係 (TEL0987-64-1113) においても  
申請を受け付けております。

**【お願い事項】**

申請内容の審査にあたり、市職員が電話等で内容確認をする場合がありますので、ご協力をお願いします。

**【ご注意!】**

詐欺電話等にご注意ください。市職員が現金等を要求することは一切ありません。不審と思われた場合は、一度、電話をお切りいただき、市役所まで確認の電話をお願いします。